

枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 計画改定の背景・目的及び効果

平成25(2013)年4月、国は、新型インフルエンザ等が国民生活及び経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)」を施行するとともに、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、地方公共団体や事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、同年に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という)」を策定しました。その後、令和元(2019)年12月以降、全世界にパンデミックを引き起こした「新型コロナウイルス感染症」の対応経験を踏まえ、国は令和6(2024)年7月に「政府行動計画」を抜本的に改定しました。

本市においては、平成25(2023)年11月に特措法第8条の規定による「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、市民の生活は一変しました。この時の経験を踏まえ、中長期的に感染拡大と終息を繰り返す感染症を含め、幅広い呼吸器感染症に対応できるように本行動計画を改定するものです。

2. 内容

(1) 計画の趣旨

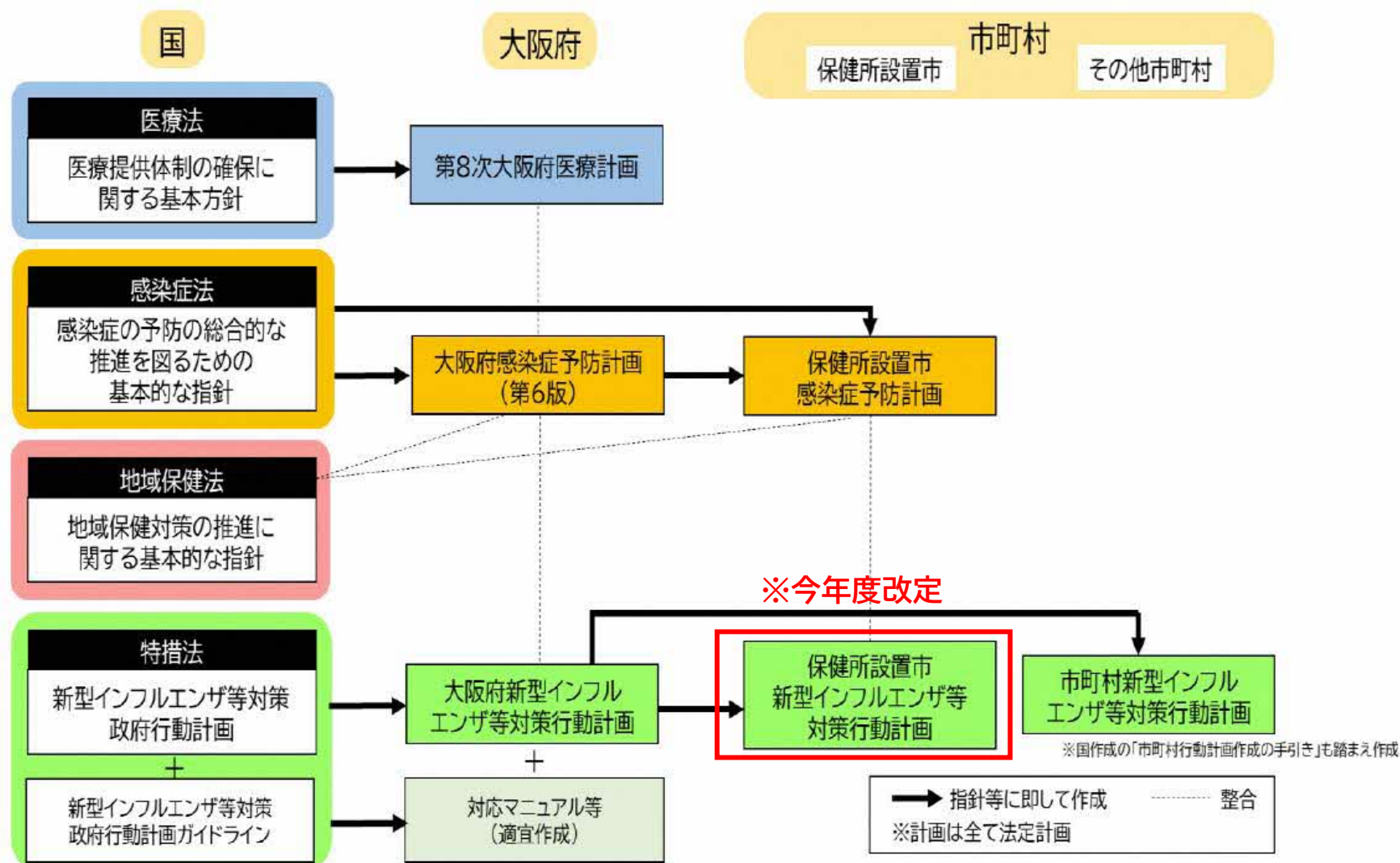
今般の「新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定は、平時の備え不足やウイルス変異等による複数の流行波への対応など新型コロナウイルスへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症にも対応し、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」や「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となること」を目的として定める計画となります。

改定にあたりましては、国が策定する「政府行動計画」及び令和7（2025）年3月に大阪府が策定した「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」、本市が令和6（2024）年3月に策定した「枚方市感染症予防計画」との整合性を図るとともに、国から示されている「市町村行動計画作成の手引き」に基づき作成します。

【行動計画と予防計画の違い】

	新型インフルエンザ等対策行動計画	感染症予防計画
計画概要	感染症のまん延防止のための対策など、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した行動指針	感染症予防対策の実施に関する基本的な方針
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
法の目的	新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。	感染症の発生の予防と患者に対する医療を統合的に管理し持って公衆衛生の向上及び増進を図る

【国・府等計画との関連性】



出典：大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)

(2) 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 13（2031）年度までの 6 年間

※「政府行動計画」では概ね 6 年ごとに改定について必要な検討を行うとされており、国の改定時期に合わせて次期計画を改定します。

(3) 計画の主な内容

特措法第 8 条第 2 項において、市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとされています。

1. 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
2. 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ①新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ②住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ③生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
3. 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
4. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
5. 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3. 計画審議体制

枚方市健康推進本部	
設置目的 (担任事務)	次に掲げる事項について調査・審議し、決定する。 (1) 健康づくり、食育、介護予防その他市民の健康に関する事項に係る計画の策定及びその実施に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市民の健康に関する施策の推進に関すること。
委員構成	全理事者

市長から諮問

答申

枚方市保健所運営協議会	
設置目的 (担任事務)	地域保健法第 11 条に基づき、地域保健及び保健所の運営に関する事項についての調査審議
委員構成	所属（委員所属名の 50 音順）
	大阪歯科大学
	大阪精神医療センター
	大阪府交野警察署
	大阪府助産師会
	大阪府枚方警察署
	関西医科大学
	関西医科大学附属病院
	北大阪商工会議所
	北大阪労働基準監督署
	摂南大学薬学部
	枚方公済病院
	枚方市医師会
	枚方市学校保健会
	枚方市健康づくり食生活改善協議会
	枚方市歯科医師会
	枚方市社会福祉協議会
	枚方市保健所公衆衛生協力会
	枚方市民生委員児童委員協議会
	枚方市薬剤師会
	枚方寝屋川消防組合
	星ヶ丘医療センター

【根拠法令等】

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条
枚方市保健所運営協議会条例

【委員構成】

1. 学識経験を有する者
2. 保健又は医療に係る関係団体を代表する者
3. 関係行政機関の職員
4. 協議会の担任事務に関し市長が適当と認める者

感染症対策部会【R5 設置】	
設置目的 (担任事務)	(1) 感染症予防計画の策定及びその実施に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、部会長が必要と認める事項に関すること。
委員構成	危機管理政策課
	広報プロモーション課
	企画課
	財政課
	人事課
	文化生涯学習課
	商工振興課
	健康福祉政策課
	健康福祉総合相談課
	福祉指導監査課
	保健医療課
	保健衛生課
	保健予防課
	子ども青少年政策課
	教育政策課
	市立ひらかた病院 総務課 (※感染症指定医療機関)
委員構成	危機管理政策課
	広報プロモーション課
	人権政策課
	企画課
	財政課
	DX 推進課
	人事課
	文化生涯学習課
	商工振興課
	健康福祉政策課
	健康福祉総合相談課
	福祉指導監査課
	障害支援課
	保健医療課
	保健衛生課
	保健予防課
	子ども青少年政策課
	私立保育幼稚園課
	公立保育幼稚園課
	環境政策課
	教育政策課
	学校支援課
	市立ひらかた病院 総務課 (※感染症指定医療機関)

変更

4. 今後のスケジュール（予定）

8月	市民福祉委員協議会へ計画改定の説明
	保健所運営協議会へ諮問
10月	第2回 健康推進本部（計画素案）
	第2回 保健所運営協議会（計画素案）
11月	市民福祉委員協議会へ計画素案の説明
12月	計画素案に対する「市民意見聴取」の実施
令和8年1月	第3回 保健所運営協議会（答申）
2月	第3回 健康推進本部（計画案）
	市民福祉委員協議会へ計画案の説明
3月	枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定